

令和 8 年度

川崎市立看護大学
大学院看護学研究科
科目等履修生募集要項



募集概要

1 開講科目および募集人員

令和8年度「科目等履修生」開講科目等一覧を参照のこと。

履修できる単位数は、年につき10単位以内とします。

※開講科目等一覧に掲載されている科目は本大学院学生（正規生）の履修登録がない場合など事情により開講しない場合があります。この場合、納入された授業料を返還します。また、すべての履修科目が閉講となった場合は、授業料、入学選考料および入学料を返還します。

2 在学期間

履修を許可された当該年度内とします。

3 出願資格

（1）博士前期課程の科目を希望する場合

次のいずれかに該当する者及び令和8年3月31日までに該当する見込み

ア 学士の学位を有する者

イ 学校教育法施行規則第155条（下記参照）の規定により、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者（同条第8号により出願する人は令和8年1月14日（水）までに本学総務学生課教務担当へ相談してください）。

（2）博士後期課程の科目を希望する場合

次のいずれかに該当する者及び令和8年3月31日までに該当する見込みの者

ア 修士の学位又は専門職学位を有する者

イ 学校教育法施行規則第156条（下記参照）の規定により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者（同条第7号により出願する人は令和8年1月14日（水）までに本学総務学生課教務担当へ相談してください）。

学校教育法施行規則

第一百五十五条 学校教育法第九十一条第二項又は第一百二条第一項本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

一 学校教育法第一百四条第七項の規定により学士の学位を授与された者

二 外国において、学校教育における六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、八年）の課程を修了

した者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者

四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

四の二 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が三年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年）以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

五 専修学校の専門課程（修業年限が四年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

六 文部科学大臣の指定した者

七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの

（略）

第一百五十六条 学校教育法第百二条第一項ただし書の規定により、大学院への入学に関し修士の学位又は同法第百四条第三項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 外国において修士の学位又は専門職学位（学校教育法第百四条第三項の規定に基づき学位規則第五条の二に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）に相当する学位を授与された者

二 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

三 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

四 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十

一年法律第七十二号) 第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(次号及び第百六十二条において「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

五 外国の学校、第三号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第十六条の二に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

六 文部科学大臣の指定した者

七 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、二十四歳に達したもの

4 選考方法

入学者の選考は、書類審査により行います。

5 出願手続

(1) 出願期間 令和8年1月9日(金)～令和8年1月21日(水) ＜必着＞

(2) 出願方法

志願者は、出願書類を一括し、角形2号の封筒に「科目等履修願在中」と朱書きし、上記(1)の期間内に郵便(必ず書留速達)により送付してください。(持参による出願の受付は行いません)。

※修学上、特別な身体上の配慮を必要とする人は、令和8年1月14日(水)までに本学総務学生課教務担当(電話044-587-3502)へ相談してください。

(3) 問い合わせ・相談先および手続に必要な書類等の送付先

〒212-0054 神奈川県川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学事務局総務学生課教務担当

電話番号: 044-587-3502

メールアドレス: 40kangos@city.kawasaki.jp

6 出願書類等

(1) 科目等履修願

(2) 科目等履修希望理由書

(3) 履歴書

(4) 大学の卒業(見込み)証明書及び成績証明書、または大学院修士課程の卒業(見込み)証明書及び成績証明書(博士後期課程の科目を希望する場合)

(5) 受付票

(6) 受付票等送付用封筒(長形3号または長形4号の封筒に返信先を記入し、110円分の切手を貼り付けてください。)

(7) 入学選考料 9,800円

※必ず郵便普通為替により納付してください。なお、為替には住所、氏名等何も記入しないでください。

7 出願時の注意事項等

- (1) 出願前に、本学総務学生課教務担当に相談してください。
- (2) 出願書類等に不備がある場合は、受理しません。
- (3) 出願書類に虚偽の記載があった場合は、入学許可を取り消すことがあります。
- (4) 入学選考料および出願書類は、原則として返還しません。
- (5) 出願した書類の情報は、本学の科目等履修生選考以外には使用しません。

8 合否通知

- (1) 合格者へは令和8年2月13日（金）頃に「合格通知書」及び入学手続に要する書類を郵送します。不合格者へは「不合格通知書」を発送します。
- (2) 本学玄関への選考結果の掲示は行いません。
- (3) 電話その他による問合わせには一切応じません。

入 学 手 続 等

1 手続期日

令和8年3月4日（水）

2 手続方法

所定の書類及び入学料を、令和8年3月4日（水）必着で郵送してください。

3 手続に必要な書類等

- (1) 誓約書
- (2) 写真2枚（縦3cm×横2.7cm。裏面に氏名を記入してください。）
- (3) 卒業証明書（出願時大学等卒業見込み者のみ）
- (4) 入学料（必ず郵便普通為替により納付し、為替には住所・氏名等何も記入しないでください）

ア 川崎市の住民 14,100円

イ その他の者 28,200円

※「川崎市の住民」とは、次のいずれかに該当する人をいいます。

- ①本人又はその配偶者若しくは本人からみて1親等である親族のいずれかが令和7年4月1日以前から引き続き川崎市内に住所を有する人
- ②本人が令和7年4月1日以前から引き続き川崎市内に在勤する人

(5) 「川崎市の住民」であることの証明書

川崎市の住民に該当する人は、該当する区分に応じ、以下の書類を提出してください。

① 市内に住所を有する場合

住民票等、本人又はその配偶者若しくは本人からみて1親等である親族のいずれかが令和7年4月1日以前から引き続き川崎市内に住所を有することを証明するもの

② 市内に在勤する場合

在勤証明書等、本人が令和7年4月1日以前から引き続き川崎市内に在勤していることを証明するもの

4 問い合わせ・相談先および手続に必要な書類等の送付先

〒212-0054 神奈川県川崎市幸区小倉4丁目30番1号

川崎市立看護大学事務局総務学生課教務担当

電話番号：044-587-3502

メールアドレス：40kangos@city.kawasaki.jp

5 その他

- (1) 提出書類等に不備がある場合は、受理しません。
- (2) 入学料および提出書類は、原則として返還しません。
- (3) 入学料は、改定する場合があります。
- (4) 期日までに入学手続を行わなかった人は入学辞退とみなします。

※郵送に要する日数を十分考慮して発送してください。

6 入学後の必要経費等

- (1) 授業料は、1単位につき14,800円です。(本学が発行する納入通知書により4月末日までに納付してください。)

※ 授業料は、改定する場合があります。

- (2) その他、テキスト代等の費用が必要ですが、詳細については入学後お知らせします。
- (3) 本学では、授業の一部または全部の内容をLMS (Learning Management system: インターネット接続とPCを使用した統合教育システム) を利用し、課題提出や本学からの通知、および授業配信等を行っています。このため、入学される方は、以下のものをご用意ください。

- ・常時接続のインターネット環境
- ・課題提出ができる個人用のPC (パソコン) またはタブレット
(必要な性能等)
 - ・以下のアプリケーションがインストールされていること
 - ・Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint)
 - ・PDFビューワー (AcrobatDC等)
 - ・Webブラウザ (Edge、Chrome、Safari等)
 - ・Zoomでのビデオ中継会議に支障なく参加できること (マイクやカメラの利用が可能であること)
 - ・Youtubeでのオンデマンド配信授業を支障なく視聴できること
- (PCの場合、Windows、Macの別は問いませんが、最低でも動作メモリ8GB以上、ストレージ(記録領域)128GB以上が必要と思われます。また、iPadの場合、iOS 16.7.10以上のものをご用意ください。)

- (4) 本学の講義等は、語学科目を除き原則、日本語で行います。外国語での対応は出願前にご相談ください。

科 目 等 履 修 願

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市立看護大学長

住所

氏名

印

私は、次の授業科目を履修したいので、科目等履修生として入学を許可してくださいますようお願いします。

履修希望科目

前期・後期	科 目 名	単位数
合 計 単 位 数		

(添付書類)

科目等履修希望理由書 (1科目1枚)

履歴書

大学の卒業(見込み)証明書及び成績証明書、または大学院修士課程の卒業(見込み)証明書及び成績証明書(博士後期課程の科目を希望する場合)

科目等履修希望理由書

No.

科目名		氏名	
希望理由			

令和8年度
川崎市立看護大学大学院
科目等履修生
受付票

※受付番号
(フリガナ)
氏　　名

※の欄は記入不要

注意事項

受付票中次の項目を記載してください。

- 氏名
- フリガナ
- 前期・後期・通年の別
- 希望科目名
- 科目単位数
- 合計単位数

後日、受付票と選考料領収書を返送します。
なお、この受付番号により合格発表を行います。